

知基第86号
令和4年6月15日

沖縄防衛局長

小野 功雄 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



那覇港湾施設におけるオスプレイの飛来について（抗議）

令和4年6月6日、沖縄県や沖縄防衛局に事前の連絡をすることなく、普天間飛行場所属のMV-22オスプレイ3機が、船舶に積載し、輸送するための準備のためとして、那覇港湾施設に飛来しました。

沖縄県としては、市街地に位置し、多くの民間機が離着陸する那覇空港に近接している那覇港湾施設において、復帰後50年間行われてこなかったこのような運用が行われることは断じて容認できません。

沖縄県は、昨年11月及び今年2月にオスプレイ等が那覇港湾施設を離着陸した際、今後、同施設において航空機の離着陸を一切行わないこと、地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、基地の提供責任者である政府において迅速かつ正確な把握に努め、県をはじめとする地元自治体に速やかに情報を提供すること等について強く要請したことあります。

それにもかかわらず、再び事前連絡もなしに同施設にオスプレイが飛來したことは、沖縄県民の思いを蔑ろにするものであり、甚だ遺憾であります。

岸防衛大臣は、今回の飛來に関し、「港湾施設への輸送対象の搬入の一環であることから、那覇港湾施設の使用主目的として形態に合致するものと考えている」との認識を示しております。

しかしながら、沖縄県としては、このような運用が繰り返され、常態化が懸念されるような状況は、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に対し更なる基地負担を強いるものであり、決して容認できません。

また、那覇港湾施設の代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが、これまでの移設協議会において繰り返し確認されてきており、那覇港湾施設の移設により米軍基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながることがあってはならないと考えております。

さらに、政府においては、今回のオスプレイの飛来を把握しておらず、このことは、危機管理上問題であると考えております。

については、今回の事態に厳重に抗議し、下記の事項について強く要請します。

記

- 1 那覇港湾施設においては、いわゆる「5.15メモ」に記載されている使用主目的に沿って厳格に運用を行い、今後、現有の那覇港湾施設及び代替施設において、航空機の離着陸や訓練を一切行わないよう米軍に働きかけること。
- 2 在沖米軍基地において、従来行われなかつた運用を行うことにより、基地負担を増大させることのないよう米軍に働きかけること。
- 3 地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、基地の提供責任者である政府において迅速かつ正確な把握に努め、県をはじめとする地元自治体に速やかに情報を提供すること。
- 4 オスプレイの配備を撤回すること。